

模倣品・海賊版 に対する水際対策

(米国ITCにおける水際対策との比較)

模倣品・海賊版の最近の特徴

模倣品・海賊版の主産地である中国・韓国等の技術向上



単純な商標・意匠権の侵害から、
特許権侵害を含むものに被害が拡大



模倣品・海賊版の被害は今後も拡大する。
このため、侵害判断の難しい特許権侵害品を中心とした、
効果的な水際規制の整備が必要。

レンズ付きフィルムの開発と特徴

1986年に、「誰でも、何時でも、何処でも、簡単に心配なく撮影できる」ことをコンセプトに当社が世界で最初に開発・販売することに成功。

日米欧を中心とした全世界の市場規模は、年間3～4億本。

当社がこれまで販売したレンズ付きフィルムは10億本を超える。

レンズ付きフィルム「写ルンです」の開発

- 1) 110型タイプ: 1986年7月発売
- 2) 135型タイプ: 1987年7月発売

110タイプ



135タイプ



レンズ付フィルムの特徴

「レンズ付フィルムの特長」

- ・誰でも
- ・何時でも
- ・何処でも
- ・簡単に心配なく
撮影できる



レンズ付きフィルムの詰替品(模倣品)

- ・ レンズ付きフィルムの詰替品とは、
日本等で販売された使用済みのレンズ付きフィルムを分解し、ボディと部品をそのまま使用して、新しいフィルムに詰替えて、新たなパッケージを付した模倣品をいう。
- ・ 販売開始後数年して日本で出現、今では中国・韓国等で製造された詰替品が、米国・日本・欧州で販売されている。

詰替品の問題点

1. 当社の特許権等の知的財産権の侵害
2. レンズ付きフィルムの市場を混乱させ、正規品を販売している当社およびレンズ付きフィルム業界に多大の損害を与えている。
3. 粗悪な品質により、消費者にも被害を与えている。

当社品と詰替品の比較

当社品



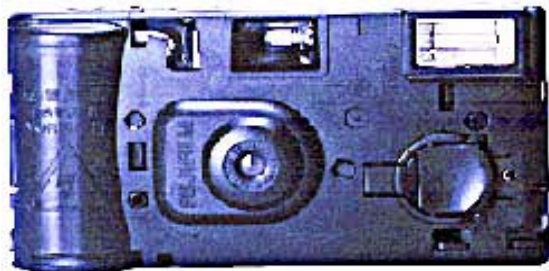
詰替品



当社品と詰替品の比較

当社品

正面



側面



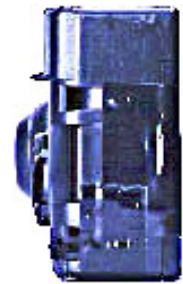
詰替品

正面



テープ

側面



正面



プラスチック
カバー

テープ

詰替品で撮った写真



赤い部分が
光被り部分

製造時
光被り



詰替品で撮った写真

製造時光被り



詰替品の品質トラブル(まとめ)

光漏れ

フィルムの着色

フィルム傷

フラッシュ・シャッター
作動不良

フィルム詰り

撮影枚数の誤り

フラッシュ充電時間

落下後の機能障害

フィルムカートリッジの
取出し不良

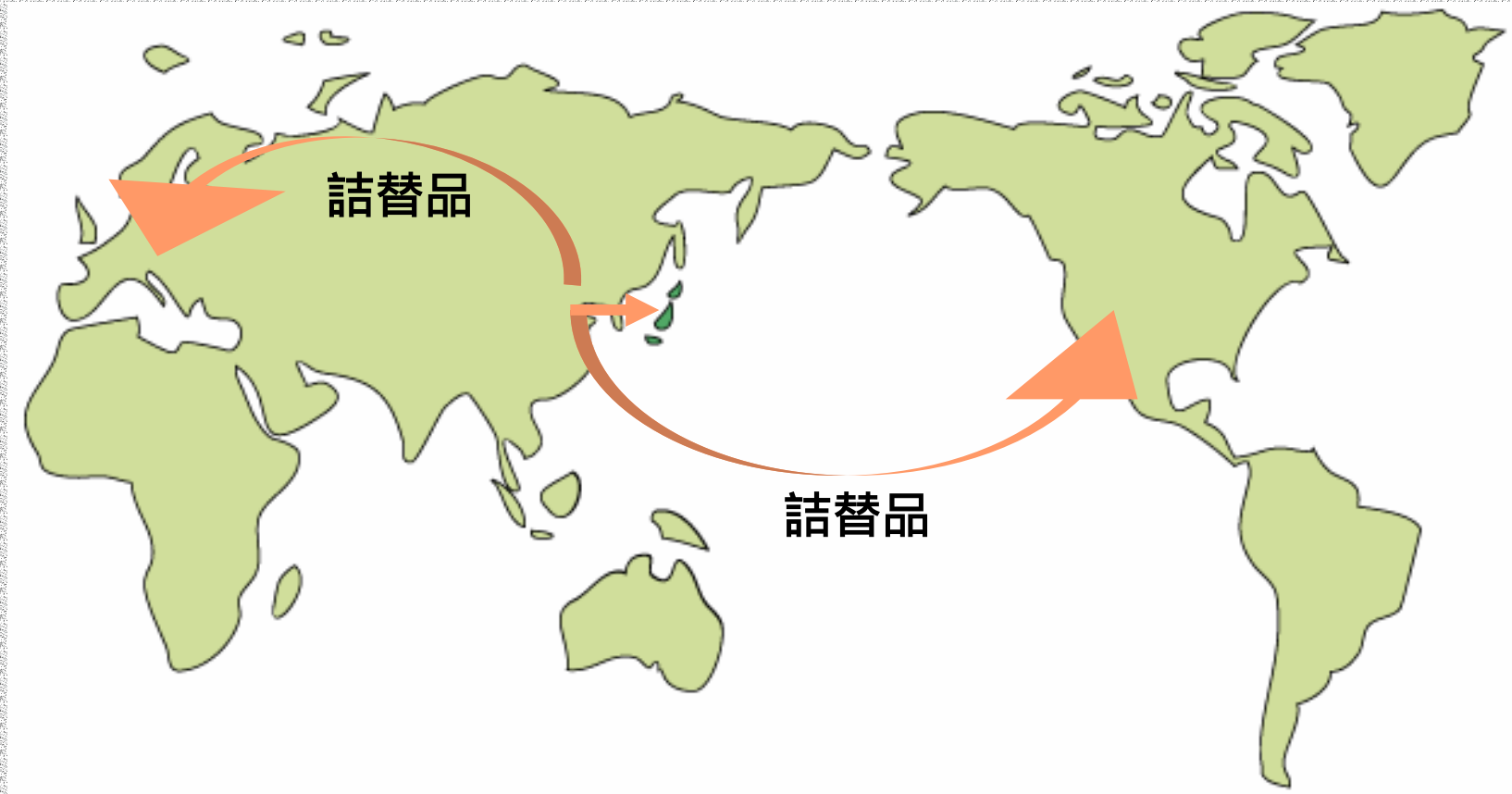
フィルムカートリッジ
取出し時のフィルム破れ

フィルムの熱被り

プラスチック包装袋内の
高湿度

etc.

詰替品の流通経路



日米での輸入詰替品に対する法的対策

(1) 日本における法的対策

1996年に、日本国内詰替業者1社と韓国系輸入業者1社を、東京地裁に特許権等の侵害で提訴、2000年に勝訴判決を得る。

(当時は、特許権についての輸入差し止め申立制度はまだ無かった。)

(2) 米国における法的対策

1990年半ばから米国のレンズ付きフィルム市場規模が急速に拡大し、これと共に、中国・韓国からの詰替品が急速に増加。

輸入詰替品を一掃するため、26社を相手として、特許侵害に基づく輸入差し止めを、1998年にITC(国際貿易委員会)に申し立て、1999年に申立が認められた。

水際対策としてのITCの利点と限界

(1) ITCの利点

連邦地裁と比べ、短期間で決着を付けられる。(1年～1年半)

特許権等を侵害する輸入品を一網打尽にできる。(一般排除命令)

司法手続きに則り、行政判事(ALJ)が判断する第一審裁判所。

(2) ITCの限界

短期間と言っても一般排除命令が出るまでの期間が1年以上と長く、その間に被害が拡大する。控訴審(CAFC)で、一般排除命令の執行停止命令(STAY)が出れば、更に長引く。

連邦地裁と異なり、損害賠償請求ができない。

日本の水際取締制度に関する要望(1)

要望 (1) 日本版の一般排除命令

中国・韓国などからの不特定多数の模倣品・海賊版の輸入を水際で効果的に阻止するため、米国におけるITCの一般排除命令のように、輸入者の如何を問わず、凡そ侵害物品に該当するものであれば輸入差し止めの対象として欲しい。

理由:

権利者が、模倣品・海賊品の製造者・輸入者を補足するのは難しい。また、苦労して補足した輸入者を水際で摘発しても、会社名を変えたり、他の輸入者を使って同一の侵害物品をその後も容易に輸入したりすることができないようにする必要がある。

日本の水際取締制度に関する要望(2)

要望 (2) 疑義貨物点検

疑義貨物が特許権侵害であるとの立証責任は、基本的に権利者に負わされており、この立証責任を適正に果たすため、権利者に疑義貨物のサンプル取得とその解析の権利を認めて欲しい。

理由:

特許権侵害の場合は、疑義物件の外観のみだけでは、特許権侵害の判断が出来ないのが通常である。このため、例えば、このような権利を認めている、EUの水際規制規則やドイツの制度を参考にして、我が国でもかかる権利を是非認めて欲しい。

日本の水際取締制度に関する要望(3)

要望 (3) 通関禁止の継続

輸入者が通関解放金を供託し認定手続きが取り止められた場合であっても、権利者が自主的に供託金を提供しかつ裁判所に仮処分の申請を行った場合は、仮処分が出ると見込まれるまでの一定期間(例えば30～60日)に限り、通関を継続禁止とするのが適当と考える。

理由:

税関が認定手続きを行ったにも拘わらず、十分な証拠が集まらず、侵害認定ができない場合(グレイゾーン)は、通関解放金の供託を条件として、輸入者に通関解放(輸入)を認めることとなっている。通関解放金のかかる性格を考慮すると、通関解放の継続禁止の意味は大きい。